

12月定例会で決まりました



12月定例会本会議風景

平成19年度の各会計決算を認定

平成20年度補正予算・条例改正などを可決

平成20年第5回定例会（12月議会）を、12月3日（水）から12月22日（月）までの20日間の会期で開催し、平成19年度各会計決算を認定するとともに、人事案件、条例の改正、工事請負契約、平成20年度各会計補正予算などを原案のとおり同意並びに可決しました。審議の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

一般会計
総額5億8052万
9千円を追加

今回の補正は、人事異動などにもなつた人件費補助事業など、事業費の確定にもなう増減、制度改正などにもなう事業費の追加、その他緊急やむを得ない事情により補正を行ったものです。歳入歳出それぞれ5億8052万9千円を追加し、予算総額を328億1751万円としました。

12月補正予算の内訳（△は減額）

会計名	補正額	補正後の予算総額
一般会計	5億8,052万9千円	328億1,751万円
《特別会計》		
学校給食センター事業	241万7千円	2億5,418万6千円
土地取得造成事業	1,440万1千円	3億4,352万1千円
国民健康保険事業	△15万円	82億1,957万5千円
老人保健医療事業	△2億9,100万円	7億9,043万8千円
後期高齢者医療事業	△80万2千円	8億1,012万5千円
介護保険事業	△80万2千円	45億2,129万6千円
下水道事業	56万5千円	53億7,004万9千円
前処理場事業	743万1千円	20億8,153万7千円

一般会計補正予算の主な内容

（※人件費関係・各特別会計への繰出金を除く）

- 市税過年度過誤納金還付事務事業
（市県民税過年度過誤納金還付金の減額） △5,600万円
- 県営一般農道整備事業（事業費確定にもなう負担金の減額） △1,207万5千円
- 鹿・猪等有害鳥獣対策事業（野生動物防護柵設置補助金の計上） 237万円
- まちづくり交付金事業（補助金交付額の決定にもなう事業費の追加） 20,380万円
- 市営住宅管理及び修繕事業（市営住宅補修経費の追加） 200万円
- 消防水利整備事業（事業費確定にもなう減額） △400万円
- 揖西西小学校施設整備事業
（児童数の増加にもない学級数の増加見込みによる教室整備経費の計上） 300万円
- 西栗栖小学校屋内運動場改修事業（事業費の確定にもなう減額） △3,750万円
- 龍野西中学校屋内運動場耐震補強事業（事業費の確定にもなう減額） △638万8千円
- 基金管理事業
（法にもとづき、前年度実質収支の1/2相当額を積立てるもの） 6億6,685万9千円

決算認定

平成19年度の 各会計決算を認定

9月定例会で、決算特別委員会での継続審査となっていた平成19年度の一般会計・特別会計・企業会計の決算認定については、閉会中に決算審査が行われ、本会議での決算特別委員長の報告のとおり、全件認定しました。

認定した平成19年度の 各会計決算（16件）

- 一般会計歳入歳出決算
- 各特別会計歳入歳出決算
- ・地域振興事業
- ・学校給食センター事業
- ・土地取得造成事業
- ・揖龍広域センター事業
- ・揖龍公平委員会事業
- ・国民健康保険事業
- ・老人保健医療事業
- ・介護保険事業
- ・下水道事業
- ・農業集落排水事業
- ・前処理場事業
- ・と畜場事業
- 病院事業会計決算
- 水道事業会計決算
- 国民宿舎事業会計決算

人事案件

○人権擁護委員候補者3名の推薦に同意

本市の人権擁護委員12名のうち、平成21年3月31日に任期満了となる次の3名を引き続き、人権擁護委員候補者として推薦することに同意しました。

- ・満田 邦弘氏
（龍野町上霞城）
- ・瀧口 京子氏
（揖西町新宮）
- ・三木 政司氏
（龍野町末政）

条例改正

○市税条例の一部を改正

「個人市民税普通徴収分」及び「固定資産税・都市計画税」の全期前納に対する報奨金の交付率を「100分の0.5」から「100分の0.3」に引下げ、平成21年度及び平成22年度に限り適用し、平成23年度から廃止するものです。

○市立公民館条例の一部改正等

施設の効率的な活用観点から検討した結果、新宮公民館の位置を現新宮文化センターの所在地に改め、各部屋の使用料の額を規定するものです。新宮ふれあい福祉会館の相談室2室は、利用頻度が少ないことから、社会福祉協議会が運営する介護事業のヘルパー室等として有効活用したいため、貸室から除外する

もの。

新宮文化センターに隣接して設置している新宮保健センターを新宮公民館の一部として、供用するため新宮総合支所に移転し、所在位置の改正をするもの。

新宮文化センターと公民館の事業が、重複するため、文化センターの用途を廃止するもの。

サンレーバー新宮は、

新宮ふれあい福祉会館などにその機能を移転することが十分可能であり、

立地上、将来の利用促進が困難であるため、その用途を廃止するものです。

○印鑑条例の一部を改正

自主財源確保の見地から印鑑登録証交付の有料化を検討項目としており、受益者負担の原則にのっとり、印鑑登録証発行に係る費用相当額を負担いただくこととし、交付手数料及び引換交付を除く再交付手数料をそれぞれ1件300円とするものです。

○特別支援学校等就学奨励条例の一部を改正

市内の小・中学校の特別支援学級に在籍している児童または生徒にも年3回実施している校外学習などの自己負担分（バス代・入園料等）の一部を支援するため、改正するものです。支給金額は6千円以内とするものです。

○国民健康保険条例の一部を改正

通常の出産にもかかわらず脳性麻痺になった場合に、医師の過失の有無を問わず3000万円が補償される「産科医療補償制度」が1月1日から実施されることにともない、保険料が上乗せされるため、出産育児一時金の35万円に3万円を上限として加算するもの。

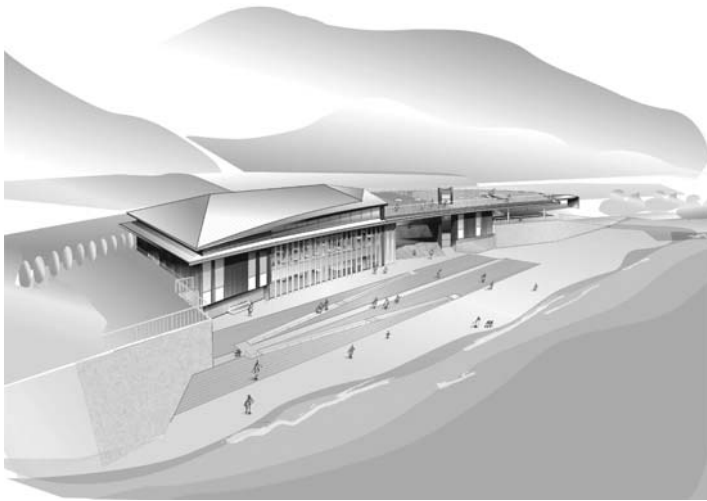
ただし、この制度は、分娩機関の任意加入で、全ての分娩機関が加入していないことから、加入機関以外での出産の場合は、従前とおりの支給額を支給するものです。

工事請負契約

○仮称「御津・道の駅」建設工事

次の工事について、工事請負契約を締結することを可決しました。

- 〔契約金額〕
- 4億2420万円
- 〔契約の相手先〕
- 畑崎・いずみ特別共同企業体



仮称「御津・道の駅」完成予想図